

男鹿市告示第68号

男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復に伴い、人手不足により大きな影響を受けている市内の宿泊事業者が求人マッチングサービス等を利用し、人手不足解消を図る取組に対して支援することを目的とする男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないもの又は警察当局からの排除要請がないものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設及び地方自治体が設置する公の施設を除くものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている市内の宿泊施設であって、今後も事業継続の意思があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、宿泊事業者が人手不足解消を図るためのものであって、市が指定する事業者が実施するスキマバイト募集サービス又は求人マッチングサービスとする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の事業を利用するために必要な経費（消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除くものとする。）のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに男鹿市宿泊事業者人手不足支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了する。

- (1) 旅館業法の許可を証する書類の写し
- (2) 雇用契約書の写し又は労働条件通知書の写し
- (3) 補助対象経費の支払が証明できる書類の写し
- (4) 市税に未納税額等がない証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）

2 前項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第4号及び第5号の書類は、同一会計年度内の2回目以降の申請のときは、提出を省略することができる。

3 第1項に規定する交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による交付決定を受けたもの（以下「補助決定者」という。）は、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、当該提出のあった日より起算して30日以内に、補助決定者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費
スキマバイト募集サービス	システム利用手数料 振込関連手数料
求人マッチングサービス	マッチングに係る手数料 保険加入に係る手数料